

# 農地法3条申請（個人）添付書類一覧表 兼 チェック表

※証明書類は申請時より3か月以内のものに限る

No.	必要書類		部数		備考	チェック	
			正	副			
1	必須書類	申請書	原	原	押印をする場合は、2部ともに押印・割印・捨印。当事者及び代理人の連絡先を記入		
2		申請地の登記簿謄本（全部事項証明書）				法務局発行のもの	有・無
3		案内図（1/2,500）	写	写		道に詳しくない者が現場に行けるように申請地の他に目印なども記入	有・無
4		公図の写し				申請地がわかるように赤線で囲む	有・無
5		営農計画書				現経営農地分・申請農地分	有・無
6		通作経路図（申請地までのもの）				別添の案内図に記入でも可 ※距離・所要時間等記入	有・無
9	必要書類	誓約書	原	写	署名または記名押印	有・無	
7	場合によって必要	委任状	原	写	本人申請の場合は不要	有・無 不要	
8		農地基本台帳（譲受人のもの）				他市町村に農地がある場合、他市町村に証明を受けたもの（武豊町分は不要）※必ず申請書及び営農計画書と一致していることを確認	有・無 不要
9		通行同意書（申請地への通行に際して申請者以外の私有地を通る場合）				任意様式 案内図・公図に通路を記載	有・無 不要
10		農機具貸人の同意書				任意様式 農機具を借りて耕作する場合	有・無 不要
11		土地所有者の住民票の写し				登記簿謄本に記載された所有者住所が現住所と異なる場合	有・無 不要
12		被相続人の除籍謄本及び改正原戸籍謄本並びに相続人の戸籍謄本及び住民票の写し（これらに代えて法定相続情報一覧図の写しでもよい）、遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等				・申請地の登記簿謄本に記載された所有者が死亡している場合 ・必ず事前に事務局へ相談のこと ・遺産分割協議書は写し可（原本を確認します）	有・無 不要
13		その他				現経営農地の案内図等 必要に応じて	有・無 不要

※部数の「原」は原本、「写」は写し（コピー）、省略可の添付は任意